

表彰規程

- 第1条 (目的) 就業規則により、社員の表彰は本規程の定めるところによる。
- 第2条 (表彰の種類) 表彰の種類は、次のとおりとする。
- (1) 業績表彰
 - (2) 永年勤続表彰
 - (3) 定年退職表彰
 - (4) 永年勤続退職表彰
- 第3条 (業績表彰) 業績表彰は社員が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
- (1) 業務に関し、特に有益な研究成果、発明等があったとき
 - (2) 職務に関し、抜群の努力と能力を発揮し、その業績が特に顕著であると認められたとき
 - (3) 職務上、災害を未然に防止し、又は事変に際し、特別の功績があったとき
 - (4) 職務の内外を問わず、顕著な功績又は善行があったとき
- 第4条 (永年勤続表彰) 永年勤続表彰は、正社員、嘱託社員及び非常勤社員が設立記念日において、次の各号に該当する場合に行う。
- (1) 10年表彰 勤続年数が10年以上11年未満の者
 - (2) 20年表彰 勤続年数が20年以上21年未満の者
 - (3) 30年表彰 勤続年数が30年以上31年未満の者
 - (4) 40年表彰 勤続年数が40年以上の者
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。
- 第5条 (定年退職表彰) 定年退職表彰は、定年退職する社員または、定年後、継続雇用され退職する社員に対して行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤続年数が10年未満の者及び会社が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。
- 第6条 (永年勤続退職表彰) 永年勤続退職表彰は、社員が定年以外の理由により退職する場合に行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤続年数が10年未満の者及び会社が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。
- 第7条 (表彰の内容) 表彰の内容は、永年勤続表彰(別表1)、定年退職表彰(別表2)、永年勤続退職表彰(別表3)のとおりとする。
- 2 前項第2号の特別有給休暇は、表彰日から1年以内に、旅行券を使用して旅行する場合に付与するものとし、付与単位は1日とする。また、旅行後、所定の永年勤続表彰旅行報告書を提出するものとし、1年以内に旅行券を使用しなかった場合は返還するものとする。
- 第8条 (勤続年数の計算) 勤続年数の計算は、次のとおりとする。
- (1) 採用の日から起算する。
 - (2) 退職した後、再び就職したときは、再就職の日を起算日とする。
 - (3) 休職又は停職により、勤務しなかった期間が1か月以上に亘る期間は、勤続年数から除く。
- 第9条 (表彰の時期) 表彰の時期は、原則として次のとおりとする。
- (1) 業績表彰 会社が定める日(該当の都度)
 - (2) 永年勤続表彰 設立記念日
 - (3) 定年退職表彰 定年退職日及び退職日(退職の都度)
 - (4) 永年勤続退職表彰 退職日(退職の都度)
- 第10条 (実務規定) この規程に定めるもののほか、実施の細部について必要な事項は会社が定める。
- 第11条 (変更) この規程を変更する場合は、あらかじめ社員の代表者の意見を聴いて決定する。

(附則) この変更規程は、令和____年____月____日から施行する。

永年勤続表彰（別表 1）

		特別有給休暇	旅行券
正社員	10年表彰		
	20年表彰		
	30年表彰		
	40年表彰		
嘱託社員	10年表彰		
	20年表彰		
	30年表彰		
	40年表彰		
非常勤社員	10年表彰		
	20年表彰		
	30年表彰		
	40年表彰		

定年退職表彰（別表 2）

	記念品
勤続年数 10 年以上 20 年未満の者	
勤続年数 20 年以上 30 年未満の者	
勤続年数 30 年以上 40 年未満の者	
勤続年数 40 年以上の者	

永年勤続退職表彰（別表 3）

	記念品
勤続年数 10 年以上 20 年未満の者	
勤続年数 20 年以上 30 年未満の者	
勤続年数 30 年以上 40 年未満の者	
勤続年数 40 年以上の者	